

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社クワザワ			コード	8104		
提出日	2018/3/20	異動（予定）日	2018/3/20				
独立役員届出書の提出理由	上場に伴う届出のため						
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）							

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	山下 信行	社外取締役	○													○	指定	有
2	佐藤 博志	社外取締役	○													○	指定	有
3	伊藤 裕康	社外監査役	○													○	指定	有
4	杉森 一博	社外監査役							○		○							
5	山本 賢正	社外監査役	○													○	指定	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	山下信行氏は、株式会社百景園の取締役顧問で、同社は当社と取引関係はありません。非常勤であります。会社経営者としての経験またその経験を有しており、当社の経営全般に助言をいただくことで、当社の経営体制が強化できると判断し、選任しております。	当社との利害関係を有せず、一般株主と利益相反を生じるおそれないと判断し、独立役員に指定しております。
2	佐藤博志氏は、太田・小幡総合法律事務所の企業支援部長で、同社は当社と取引関係はありません。非常勤であります。金融業界および法律業界の経験またその経験を有しております。当社の経営全般に助言をいただくことで、当社の経営体制が強化できると判断し、選任しております。	当社との利害関係を有せず、一般株主と利益相反を生じるおそれないと判断し、独立役員に指定しております。
3	伊藤裕康氏は、北第百通信電気株式会社の取締役会長および株式会社ケーデーテーシステムズの代表取締役社長で、両社は当社と取引関係はありません。非常勤であります。北第百通信電気株式会社および株式会社ケーデーテーシステムズでの経験および両社役員として企業経営および財務会計への造詣が深く、適切な監査を実施していただけるものと判断し、選任しております。	当社との利害関係を有せず、一般株主と利益相反を生じるおそれないと判断し、独立役員に指定しております。
4	杉森一博氏は、太平洋セメント株式会社の北海道支店業務部長で、同社は当社の筆頭株主であり、また当社と商品販売の取引関係があります。非常勤であります。監査業務に関する知識と経験は豊富であり、社外監査役として十分な職務が遂行できると判断し、選任しております。	
5	山本賢正氏は非常勤であります。長年にわたり監査業務に従事し、企業内部監査への造詣が深く、適切な監査を実施していただけるものと判断し、選任しております。	当社との利害関係を有せず、一般株主と利益相反を生じるおそれないと判断し、独立役員に指定しております。

4. 補足説明

当社は、次のとおり、「独立社外役員の独立性判断基準」を定めております。

当社は、社外役員の独立性基準を以下の通り定め、以下のいずれかに該当する場合は、独立社外取締役としての独立性を有しないものとみなす。

1. 当社または子会社の出身者との関係

当社またはその子会社の業務執行者(*1)、または過去において業務執行者であった者。

2. 大株主との関係

当社の議決権の10%以上を実質的に有する者またはその業務執行者。

3. 主要な取引先等との関係

当社を主要な取引先(*2)とする者もしくはその業務執行者または当社の主要な取引先(*3)もしくはその業務執行者。

4. 会計監査人との関係

当社の会計監査人である監査法人に所属する者。

5. 業務執行者が他社役員に就任する場合

当社の業務執行者が役員に就任している会社の業務執行者。

6. 寄付に関する関係

当社から多額(*4)の寄付を得ている者（当該寄付を得ている者が法人、組合等の団体である場合はその団体の業務執行者をいう）。

7. 社外専門家との関係

当社から役員報酬以外に多額(*5)の金銭その他の財産を得ている専門家（弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント等をいい、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合はその団体に所属する者をいう）。

8. 過去該当者との関係

過去5年間に2から7に該当していたことがある者。

9. 近親者との関係

上記1から8のいずれか（重要でない者を除く）に該当する者の近親者(*6)。

上記の各号に該当する者でも、当該人物の人格、見識等に照らし、当社の独立社外役員としてふさわしいと当社が考える者については、当社は当該人物が独立社外役員としてふさわしいと考える理由及び独立社外役員としての要件を充足している旨を説明することにより、当該人物を当社の独立社外役員候補とすることができます。

【注】

(*1) 「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役、または執行役員その他使用者をいう。

(*2) 「当社を主要な取引先とする者」とは、直近事業年度においてその年間売上高の2%を超える支払いを当社から受けていた者をいう。

(*3) 「当社の主要な取引先」とは、直近事業年度において、当社の年間売上高の2%を超える支払いを当社に行っていた者、または当社に対する融資残高が当社の総資産額の2%を超える額を占めていた者をいう。

(*4) ここでいう「多額」とは、直近事業年度において得た寄付の金額につき、年間1,000万円またはその総収入金額の2%のいずれか高い方を超える金額をいう。

(*5) ここでいう「多額」とは、直近事業年度において得た財産の金額につき、当該財産を得ている者が個人の場合は、年間1,000万円、また、その者が法人、組合等の団体の場合は、当該団体の連結売上高または総収入の2%を超える金額をいう。

(*6) 「近親者」とは、配偶者または二親等内の親族をいう。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f. g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。